

(新旧対照条文一覧)

○ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)	【第一条関係】	1
○電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)	【第二条関係】	26
○予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)	【第三条関係】	30
○地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)	【第四条関係】	31
○国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)	【第四条関係】	32
○建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)	【第五条関係】	33
○道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)	【第六条関係】	35
○租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)	【第七条関係】	36
○危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)	【第八条関係】	37
○所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)	【第九条関係】	38
○法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)	【第十条関係】	40
○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百四十六号)	【第十一条関係】	42
○都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百十八号)	【第十二条関係】	43
○都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)	【第十三条関係】	45
○ガス事業法関係手数料令(昭和四十五年政令第三百一号)	【第十四条関係】	46
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)	【第十五条関係】	47
○都市緑地法施行令(昭和四十九年政令第三号)	【第十六条関係】	49
○消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号)	【第十七条関係】	50
○石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)	【第十八条関係】	51
○特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)	【第十九条関係】	52
○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百七十二号)	【第二十条関係】	53
○大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)	【第二十一条関係】	54
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)	【第二十一条関係】	55
○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号)	【第二十一条関係】	56

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）【第二十一条関係】	57
○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百三十一号）【第二十二条関係】	58
○対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）【第二十三条関係】	59
○消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）【第二十四条関係】	60
○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）【第二十五条関係】	61
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）【第二十六条関係】	63
○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）【第二十七条関係】	64
○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）【第二十八条関係】	65
○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）【第二十九条関係】	66
○産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）【第三十条関係】	68
○行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）【第三十一条関係】	69
○電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号）【第三十二条関係】	70

改正案	現行
<p>（特定ガス発生設備）</p> <p>第一条 ガス事業法（以下「法」という。）<u>第二条第一項の政令</u>で定める簡易なガス発生設備は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液化石油ガス法」という。）に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く。）並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。）とする。</p> <p>（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）</p> <p>第二条 ガス小売事業者等（<u>第十四条第一項に規定するガス小売事業者等</u>をいう。次項並びに第十五条第四項及び第五項において同じ。）は、<u>第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</u></p>	<p>（特定ガス発生設備）</p> <p>第一条 ガス事業法（以下「法」という。）<u>第二条第三項の政令</u>で定める簡易なガス発生設備は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液化石油ガス法」という。）に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く。）並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。）とする。</p> <p>（新設）</p>

2 前項の承諾を得たガス小売事業者等は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第十五条第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

(委託の方法)

第三条 法第二十八条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

(委託することのできない事務)

第四条 法第二十八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第二十六条第三項第二号の規定による認定の事務
- 二 法第二十六条第四項の規定によるガス主任技術者免状の交付の拒否に係る事務

(削る)

(削る)

(委託の方法)

第二条 法第三十三条の二第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

(委託することのできない事務)

第三条 法第三十三条の二第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第三十二条第三項第二号の規定による認定の事務
- 二 法第三十二条第四項の規定によるガス主任技術者免状の交付の拒否に係る事務

(登録ガス工作物検査機関の登録等の有効期間)

第四条 法第三十六条の十九第一項(法第三十九条の十四の四において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(特定ガス大口供給に係る特定ガス発生設備)

第五条 法第三十七条の六の二に規定する特定ガス発生設備のうち政令で定めるものは、高圧ガス保安法又は液化石油ガス法に

(ガス事業法の準用)

第五条 法第百五条の規定により、法第二十一条第一項及び第二項並びに第三十二条(第六項を除く。)の規定は、準用事業者(法第百五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十三条第六項及び第十五条第四項において同じ。)に準用する。

2 法第百五条の規定により、法第二十五条、第三十条第二項及び第三十一条の規定は、準用事業者であつて、連続して延長が五百メートルを超える導管を構外に有する事業場を有するものに準用する。

3 (略)

(あつせん及び仲裁の対象となる契約等)

第六条 法第百七条第一項の政令で定めるものは、ガスの取引に係る契約その他の取決め(その性質上あつせん又は仲裁をするのが適当でないものとして経済産業省令で定めるものを除く。)とする。

(電気事業法施行令の準用)

第七条 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)第七条から第十六条までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の

規定する規格又は技術上の基準に適合する容器(液化石油ガス法第二条第一項に規定する液化石油ガスを充てんするためのものに限る。)並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置(当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。)とする。

(ガス事業法の準用)

第六条 法第三十八条第二項の規定により、法第二十八条第一項及び第二項並びに第三十六条の二(第六項を除く。)の規定は、準用事業者に準用する。

2 法第三十八条第二項の規定により、法第三十一条、第三十五条第二項及び第三十六条の規定は、準用事業者であつて、連続して延長が五百メートルを超える導管を構外に有する事業場を有するものに準用する。

3 (略)

(あつせん及び仲裁の対象となる契約等)

第六条の二 法第三十八条の三第一項の政令で定めるものは、ガスの取引に係る契約その他の取決め(その性質上あつせん又は仲裁をするのが適当でないものとして経済産業省令で定めるものを除く。)とする。

(電気事業法施行令の準用)

第六条の三 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)第七条から第十六条までの規定は、法第三十八条の三第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合にお

表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項	法第三十五条第一項	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十七条第一項
第七条第二項	法第三十五条第二項	ガス事業法第百七条第二項において準用する法第三十五条第二項
第九条	法第三十六条第三項	ガス事業法第百七条第四項において準用する法第三十六条第三項
第十条第一項	法第三十六条第一項	ガス事業法第百七条第三項
第十一条	法第三十六条第三項ただし書	ガス事業法第百七条第四項において準用する法第三十六条第三項ただし書
第十二条第二項	法第三十六条第三	ガス事業法第百七条

いて、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項	法第三十五条第一項	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十八条の三第一項
第七条第二項	法第三十五条第二項	ガス事業法第三十八条の三第二項において準用する法第三十五条第二項
第九条	法第三十六条第三項	ガス事業法第三十八条の三第四項において準用する法第三十六条第三項
第十条第一項	法第三十六条第一項	ガス事業法第三十八条の三第三項
第十一条	法第三十六条第三項ただし書	ガス事業法第三十八条の三第四項において準用する法第三十六条第三項ただし書
第十二条第二項	法第三十六条第三	ガス事業法第三十八

	項
	第四項において準用する法第三十六条第三項

(登録ガス工作物検査機関の登録等の有効期間)

第八条 法第二百二十六条第一項（法第五十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

(ガス用品)

第九条 法第三百三十七条第一項のガス用品は、別表第一のとおりとする。

(特定ガス用品)

第十条 法第三百三十七条第二項の特定ガス用品は、別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

(証明書の保存に係る経過期間)

第十一条 法第四百四十六条第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

(外国登録ガス用品検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第十二条 法第五百六十六条第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員（同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員）がその検

	項
	条の三第四項において準用する法第三十六条第三項

(新設)

(ガス用品)

第七条 法第三十九条の二第一項のガス用品は、別表第一のとおりとする。

(特定ガス用品)

第八条 法第三十九条の二第二項の特定ガス用品は、別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

(証明書の保存に係る経過期間)

第九条 法第三十九条の十一第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

(外国登録ガス用品検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第十条 法第三十九条の十七第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員（同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員）がその

査に係る事務所又は事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。

(報告の徴収)

第十三条 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 ガス小売事業の運営に関する事項
- 二 ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項  
(削る)

三 消費機器（法第五十九条第一項に規定する消費機器をいう。第十五条第三項及び第四項において同じ。）の調査に関する業務の運営に関する事項

2 | 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が小売供給契約（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。以下この項において同じ。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対し報告をさせることができる事項は、小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項とする。

3 | 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が一般ガス導管事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 一般ガス導管事業の運営に関する事項
- 二 会計の整理に関する事項
- 三 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及

検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。

(報告の徴収)

第十一条 法第四十六条第一項の規定により経済産業大臣がガス事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号（大口ガス事業者にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項とする。

- 一 ガスの供給業務の運営に関する事項
- 二 ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項

三 会計の整理に関する事項

四 消費機器の調査に関する業務の運営に関する事項

(新設)

(新設)

び運用の保安に関する事項

四 第一項第三号に掲げる事項

4 | 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が特定ガス導管事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 特定ガス導管事業の運営に関する事項

二 前項第二号に掲げる事項

三 特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項

5 | 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス製造事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 ガス製造事業の運営に関する事項

二 第三項第二号に掲げる事項

三 ガス製造事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項

6 | 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が準用事業者に対し報告をさせることができる事項は、その事業の用に供する工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項とする。

7 | 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係るガス用品の種類（届出事業者にあつては、型式）、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

8 | 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス用品

（新設）

（新設）

2 | 法第四十六条第一項の規定により経済産業大臣が準用事業者に対し報告をさせることができる事項は、その事業の用に供する工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項とする。

3 | 法第四十六条第一項の規定により経済産業大臣がガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係るガス用品の種類（届出事業者にあつては、型式）、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

4 | 法第四十六条第一項の規定により経済産業大臣がガス用品の

の販売の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その販売に係るガス用品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該ガス用品の販売の業務に関する事項とする。

(都道府県又は市が処理する事務)

第十四条 法第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、ガス用品の販売の事業を行う者に関するもの（以下この条において「立入検査等事務」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(権限の委任)

第十五条 法第八十九条第一項の政令で定める規定は、法第十四条から第十七条まで、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、同条第一項ただし書、第三項、第四項、第七項、第十二項及び第十三項（法第五十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条第二項から第四項まで、第五十条、第五十一条第二項及び第三項、第五十三条、第五十四条、第五十九条第一項、第七十五条、第七十六条第一項ただし書及び第三項から第五項まで、第七十七条第二項から第四項まで、第七十九条、第八十条、第八十三条第一項、第八十九条第二項から第五項まで、第九十条、第九十二条並びに第九十五条第一項の規定とす

販売の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その販売に係るガス用品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該ガス用品の販売の業務に関する事項とする。

(都道府県又は市が処理する事務)

第十二条 法第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第四十七条の二第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、ガス用品の販売の事業を行う者に関するもの（以下この条において「立入検査等事務」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(権限の委任)

第十三条 法第五十二条の二第一項の政令で定める規定は、法第十七条第一項、第二項、第五項、第十項及び第十三項、第十八条並びに第十九条（これらの規定を法第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十一条（法第三十七条の七第一項において準用する場合、法第三十七条の八において読み替えて準用する場合及び法第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項ただし書（法第三十七条の八において準用する場合を含む。）、同条第三項（法第三十七条の八において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第四項から第六項まで（これらの規定を法第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十二條の二第二項

る。

2 法第百八十九条第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会（第四項及び第五項において「委員会」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第百八十九条第二項のガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定は、法第二十一条、第二十三条から第二十五条まで、第三十条から第三十四条まで、第六十一条（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十三条、第六十四条から第六十九条まで（これらの規定を法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項、第七十一条（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条から第百二条まで、第百三条第二項及び第百四条の規定とする。

から第五項まで（これらの規定を法第三十七条の八において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十二條の三及び第二十二條の四（これらの規定を法第三十七條の八において準用する場合を含む。）、第二十六條第一項（法第三十七條の七第一項及び第三十七條の八において準用する場合を含む。）、第二十六條の二第二項並びに第三十七條の六の二の規定とする。

2 法第五十二条の二第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会（第四項及び第五項において「委員会」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第五十二条の二第二項のガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定は、法第二十八条（法第三十七條の七第一項、第三十七條の八及び第三十七條の十において準用する場合を含む。）、第二十九條（法第三十七條の八において読み替えて準用する場合及び法第三十七條の十において準用する場合を含む。）、第三十條（法第三十七條の七第三項において読み替えて準用する場合並びに法第三十七條の八及び第三十七條の十において準用する場合を含む。）、第三十一條（法第三十七條の七第一項、第三十七條の八及び第三十七條の十において準用する場合を含む。）、第三十五條第一項、同條第二項（法第三十七條の七第三項、第三十七條の八及び第三十七條の十において準用する場合を含む。）、第三十六條（法第三十七條の七第一項、第三十七條の八及び第三十七條の十において準用する場合を含む。）、第三十六條の二（法第三十七條の八及び第三十七條の十において準用する場合を含む。）、第三十六條第三十七條の十において準用する場合を含む。）、第三十六條の二の二（法第三十七條の七第二項において読み替えて準用する場合並びに法第三十七條の八及び第三十七條の十において準用する場合を含む。）、第三十六條の二の三第二項、第三十六

4 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第四号、第五号、第六号、第九号、第十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第二十四号、第二十九号、第三十号、第三十三号及び第三十四号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

<p>一 法第三条、第五条、第六条、第九条第一項及び第二項、第十条、第十九条、第十三条第二項並びに第十九条の規定に基づく権限であつて、ガス小売事業に係る業務を行う区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるガス小売事業者（当該業務を行う区域におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの</p>	<p>ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長</p>
--	------------------------------------

4 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第五号、第六号、第八号、第十一号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第二十四号、第二十九号、第三十号、第三十二号及び第三十三号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

<p>一 法第三条、第六条第一項、第七條、第九條第一項、第二項、第四項及び第五項、第十一条第二項、第十三條第一項及び第二項、第十五條第一項、第二項及び同條第三項において準用する第十四條第三項、第十七條第一項、第四項、第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十三項、第十八條、第二十條ただし書、第二十二條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、第三項ただし書、第四項及び第六項、第二十二條の二第一項及び第三項から第五項まで、第二十二條の五第一項、第四項から第六項まで（これらの規定を同條第八項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十三條第一項及び第三項から第五項まで、第二十四條、第二十五條第一</p>	<p>供給区域を管轄する経済産業局長</p>
--	------------------------

二 法第七条第一項、同条第三項において準用する法第五条及び第六条並びに第七条第四項及び第五項の規定に基づく権限（前号に規定するガス小売事業者以外のガス小売事業者に関する場合及び変更により同号に規定するガス小売事業者以外の者となる場合を除く。）

ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長

三 法第八条第二項の規定に基づく権限（第一号に規定するガス小売事業者以外のガス小売事業者に関する場合及び譲受け又は合併若しくは分割により同号に規定するガス小売事業者以外の者となる場合を除く。）

ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長

項、第二項、第四項及び第五項、第二十五条の二第二項、第二十六条第二項、第二十六条の二第二項並びに第二十七条の規定に基づく権限であつて、供給区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにある一般ガス事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの

二 法第八条第一項及び同条第三項において準用する法第七条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの  
（一）前号に規定する一般ガス事業者に関するもの（供給区域に係るものにあつては、変更後の供給区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合に限る。）  
（二）前号に規定する一般ガス事業者以外の一般ガス事業者に関するものであつて、供給地点に係るもの（供給区域の変更に伴う場合を除く。）

供給区域を管轄する経済産業局長

供給地点を管轄する経済産業局長

供給区域を管轄する経済産業局長

三 法第十条第一項及び第二項の規定に基づく権限（第一号に規定する一般ガス事業者以外の一般ガス事業者に関する場合及び譲受け又は合併若しくは分割により同号に規定する一般ガス事業者以外の者となる場合を

四 法第二十条の規定に基づく権限

五 法第二十一条第二項（法第百五条

において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十一条第二項及び第三項（これらの規定を法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第九十六条第二項及び第三項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物（準用事業者にあつては、その事業の用に供する工作物。以下この号及び第八号から第十号までにおいて同じ。）に関するもの

六 法第二十二條第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十二條第三項（同条第四項（法第八十四條第二項において準用する場合を含む。）及び法第八十四條第二項において準用する場合を含む。）

ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長又はガス工作物若しくは消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

除く。）

四 法第十五条、第十七条第一項、第四項、第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十三項、第十八条並びに第二十条ただし書の規定に基づく権限であつて、第一号に規定する一般ガス事業者以外の一般ガス事業者に関するもののうち、供給地点に係るもの

五 法第二十二條の四第二項の規定に基づく権限であつて、第一号に規定する一般ガス事業者に関するもの

六 法第二十五條の二第一項の規定に基づく権限

供給地点を管轄する経済産業局長

供給区域を管轄する経済産業局長

供給区域を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

。 ) の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に関するもの

七) 法第二十四条第一項から第三項まで、第六十四条第一項から第三項まで(これらの規定を法第八十四条第一項において準用する場合を含む。 ) 及び第九十七条第一項から第三項までの規定に基づく権限であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス事業者(ガス小売事業者にあつては、その事業に係るガスメーターの取付数が百万個を超えるものを、一般ガス導管事業者にあつては、供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。 ) に関するもの

八) 法第二十五条第二項(法第五十五条において準用する場合を含む。 )、第六十五条第二項(法第八十四条第一項において準用する場合を含む。 ) 及び第九十八条第二項の規定に基づく権限であつて、その監督に係るガス工作物が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス主任技術者に関するもの

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

七) 法第二十五条の三の規定に基づく権限であつて、供給区域が同一の経済産業局の管轄区域内にある一般ガス事業者に関するもの(第一号に規定する一般ガス事業者以外の一般ガス事業者に関する場合を除く。 )

八) 法第二十八条第二項(法第三十七条の七第一項、第三十七条の八、第三十七条の十及び第三十八条第二項において準用する場合を含む。 ) 及び第三項(法第三十七条の七第一項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。 ) の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみに

供給区域を管轄する経済産業局長

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

九 法第三十一条（法第百五条において準用する場合を含む。）第六十七條（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第百條の規定に基づく権限であつて、その監督に係るガス工作物が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス主任技術者に関するもの

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

十 法第三十二条第一項、第二項及び第四項から第八項まで、第六十八條第一項、第二項及び第四項から第八項まで（これらの規定を法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）第七十條第一項、第百一條第一項、第二項及び第四項から第八項まで、第百三條第一項並びに第百五条において準用する法第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

あるガス工作物（準用事業者にあつては、その事業の用に供する工作物。以下この号及び第十号から第十二号までにおいて同じ。）に関するもの

九 法第三十條第一項から第三項まで（法第三十七條の七第三項、第三十七條の八及び第三十七條の十において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス事業者（一般ガス事業者にあつては、供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

十 法第三十一條第二項（法第三十七條の七第一項、第三十七條の八、第三十七條の十及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限であつて、その監督に係るガス工作物が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス主任技術者に関するもの

ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

管轄区域内のみにあるガス工作物の  
工事に關するもの

十一 法第三十五条、第三十八条第一  
項、第三十九条、第四十一条第一項  
、第二項、第四項及び第五項、第四  
十三条第二項、第四十四条第一項及  
び第二項、第四十六条第一項及び第  
二項、同条第三項において準用する  
法第四十五条第三項、第四十八条第  
一項（同条第二項において準用する  
場合を含む。）、第三項ただし書、  
第六項、第七項、第九項、第十一項  
及び第十二項、第四十九条第一項、  
第三項及び第四項、第五十条、第五  
十一条第一項、第二項ただし書及び  
第三項、第五十五条第一項、第四項  
から第六項まで（これらの規定を同  
条第八項において準用する場合を含  
む。）及び第七項、第九項及び第十  
項、第五十六条第一項、第二項、第  
四項及び第五項、第五十九条第二項  
並びに第六十条の規定に基づく権限  
であつて、供給区域が一の経済産業  
局の管轄区域内のみにある一般ガス  
導管事業者（供給区域内におけるガ  
スメーターの取付数が百万個を超え  
るものを除く。）に關するもの

供給区域を管轄す  
る経済産業局長

供給区域を管轄す

十一 法第三十六条（法第三十七条の  
七第一項、第三十七条の八、第二十  
七条の十及び第三十八条第二項にお  
いて準用する場合を含む。）の規定  
に基づく権限であつて、その監督に  
係るガス工作物が一の産業保安監督  
部の管轄区域内のみにあるガス主任  
技術者に關するもの

ガス工作物の設置  
の場所を管轄する  
産業保安監督部長

十二 法第三十六条の二第一項、第二

ガス工作物の設置

項において準用する法第三十九条の規定に基づく権限であつて、前号に規定する一般ガス導管事業者に関するもの（変更後の供給区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合に限る。）

十三 法第四十二条第一項及び第二項の規定に基づく権限（第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者に関する場合及び譲受け又は合併若しくは分割により同号に規定する一般ガス導管事業者以外の者となる場合を除く。）

十四 法第五十四条第二項の規定に基

る経済産業局長

供給区域を管轄する経済産業局長

供給区域を管轄す

項及び第四項から第八項まで（これらの規定を法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第三十六条の二の第三項並びに第三十八条第二項において準用する法第三十六条の二第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物の工事に關するもの

十三 法第三十七条の二、第三十七条の三第一項、第三十七条の五第一項、第三十七条の七第一項において準用する第八条第一項、第九条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十条第一項及び第二項、第十一条第二項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第二項及び第三項（法第十五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第十五条第一項並びに第四十七条の五第一項の規定に基づく権限であつて、供給地点及びその事業の用に供するガス工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにある簡易ガス事業者に関するもの

十四 法第三十七条の六の二並びに第

の場所を管轄する産業保安監督部長

供給地点を管轄する経済産業局長及びガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

供給地点を管轄す

づく権限であつて、第十一号に規定する一般ガス導管事業者に関するもの

十五 法第五十七条の規定に基づく権限

十六 法第五十八条の規定に基づく権限であつて、供給区域が同一の経済産業局の管轄区域内にある一般ガス導管事業者に関するもの（第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外を除外する。）

る経済産業局長

供給区域を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

供給区域を管轄する経済産業局長

三十七条の七第一項において準用する法第七条（法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項及び同条第三項において準用する法第十四条第三項、第十七条第一項、第四項、第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十三項、第十八条並びに第二十五条の二第二項の規定に基づく権限であつて、供給地点が一の経済産業局の管轄区域内のみにある簡易ガス事業者に関するもの

十五 法第三十七条の七第一項において準用する法第二十五条の二第一項の規定に基づく権限

十六 法第三十七条の七の二第一項、第四項から第六項まで（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）、第七項及び第九項並びに法第三十七条の八において準用する法第十一条第二項、第二十二條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項ただし書、第四項及び第六項、第二十二條の二第一項及び第三項から第五項まで

る経済産業局長

供給地点を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長

<p>十七 法第七十二条第一項、第四項から第六項まで（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）、第七項及び第九項、第七十三条第二項、第七十四条、第七十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項ただし書及び第四項、第七十七条第一項、第三項及び第四項、第八十一条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第八十三条第二項の規定に基づく権限であつて、法第七十二条第一項第四号イに規定する導管（以下この条において「特定導管」という。）の設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある特定ガス導管事業者に関するもの</p> <p>十八 法第八十条第二項の規定に基づく権限であつて、前号に規定する特定ガス導管事業者に関するもの</p> <p>十九 法第八十二条の規定に基づく権</p>	<p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p> <p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>
---	---

<p>並びに第二十六条第二項の規定に基づく権限であつて、その事業の用に供する特定導管の設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるガス導管事業者に関するもの</p> <p>十七 法第三十七条の七の三第一項及び同条第三項から第五項まで（これらの規定を法第三十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条の七の四（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十七条の九第一項の規定に基づく権限（第一号に規定する一般ガス事業者以外の一般ガス事業者の供給区域におけるガスの供給に関する場合を除く。）</p> <p>十八 法第三十七条の八において準用する法第二十二条の四第二項の規定に基づく権限であつて、第十六号に規定するガス導管事業者に関するもの</p> <p>十九 法第三十七条の八において準用</p>	<p>供給地点を管轄する経済産業局長</p> <p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>
---	---

限	二十 法第九十四条の規定に基づく権限	場所を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 液化ガス貯蔵設備等（法第二条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備等をいう。以下この条において同じ。）の場所を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 事業場の所在地を管轄する経済産業局長 事業場の所在地を
二十一 法第六十六条の規定に基づく権限であつて、その事業の用に供する工作物が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある準用事業者に関するもの	二十二 法第三百二十八条第二項第一号の規定に基づく権限であつて、ガスの製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの 二十三 法第四百十条、第四百十一条	事業場の所在地を管轄する経済産業局長 事業場の所在地を

する法第二十五条の二第一項の規定に基づく権限	二十 法第三十七条の十において準用する法第二十五条の二第一項の規定に基づく権限	場所を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 供給地点を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 事業場の所在地を管轄する経済産業局長 事業場の所在地を
二十一 法第三十八条の二の規定に基づく権限であつて、その事業の用に供する工作物が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある準用事業者に関するもの	二十二 法第三十九条の三第二項第一号の規定に基づく権限であつて、ガスの製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの 二十三 法第三十九条の五、第三十九	事業場の所在地を管轄する経済産業局長 事業場の所在地を

第二項、第四百二十二条から第四百四十四条まで及び第四百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分（法第四百四十条に規定する経済産業省令で定めるガス用品の区分をいう。）に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するもの

二十四 法第四百四十八条及び第四百四十九条の規定に基づく権限

二十五 法第六十条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限であつて、その保安業務（同条第一項に規定する保安業務をいう。）に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス小売事業者（その事業に係るガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）及び、一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）及び特定ガス導管事業者に関するもの

二十六 法第六十一条の規定に基づく

管轄する経済産業局長

届出事業者の事業場の所在地を管轄する経済産業局長  
消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

消費機器の設置の

条の六第二項、第三十九条の七から第三十九条の九まで及び第三十九条の十第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分（法第三十九条の五に規定する経済産業省令で定めるガス用品の区分をいう。）に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するもの

二十四 法第三十九条の十三及び第三十九条の十四の規定に基づく権限

二十五 法第四十条の三の規定に基づく権限

二十六 法第四十三条第一項及び第二

管轄する経済産業局長

届出事業者の事業場の所在地を管轄する経済産業局長  
消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

土地の所在地を管

く権限

二十七 法第六十七條第一項及び第二項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある土地に関するもの

二十八 法第六十八條第二項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある植物に関するもの

二十九 法第七十一條第一項及び第七十二條第一項の規定に基づく権限（法第八十九條第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）であつて、次に掲げるもの

(一) ガス小売事業者等に関するもの

(二) 一般ガス導管事業者に関するもの

場所を管轄する産業保安監督部長

土地の所在地を管轄する経済産業局長

植物の所在地を管轄する経済産業局長及び産業保安監督部長

ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長又はガス工業局若しくは消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長  
供給区域を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設

項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある土地に関するもの

二十七 法第四十四條第二項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある植物に関するもの

二十八 削除

二十九 法第四十六條第一項及び第四十七條第一項の規定に基づく権限（法第五十二條の二第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）であつて、次に掲げるもの

(一) 一般ガス事業者に関するもの

(二) 簡易ガス事業者に関するもの

管轄する経済産業局長

植物の所在地を管轄する経済産業局長及び産業保安監督部長

供給区域を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

供給地点を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設

<p>(三) 特定ガス導管事業者に関するもの</p>	<p>置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>(四) ガス製造事業者に関するもの</p>	<p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>(五) 準用事業者に関するもの</p>	<p>工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>(六) ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの</p>	<p>事業場の所在地を管轄する経済産業局長</p>
<p>三十 法第七十三条第一項の規定に基づく権限であつて、ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの</p>	<p>事業場の所在地を管轄する経済産業局長</p>
<p>三十一 法第七十六条第一項の規定に基づく権限</p>	<p>ガス小売事業に係る業務を行う区域</p>

<p>(三) ガス導管事業者に関するもの</p>	<p>置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>(四) 大口ガス事業者に関するもの</p>	<p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>(五) 準用事業者に関するもの</p>	<p>工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>(六) ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの</p>	<p>事業場の所在地を管轄する経済産業局長</p>
<p>三十 法第四十七条の二第一項の規定に基づく権限であつて、ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの</p>	<p>事業場の所在地を管轄する経済産業局長</p>
<p>三十一 法第四十八条及び第四十九条第一項の規定に基づく権限(第一号)</p>	<p>供給区域を管轄する経済産業局長</p>

<p>三十二 法第八十二条第一項の規定に基づく権限（第十一号に掲げる権限の行使に係る場合に限る。）</p>	<p>を管轄する経済産業局長及びガス工場の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>三十三 法第八十二条第一項の規定に基づく権限（法第四十九条の規定に基づく権限の行使に係る場合に限る。）</p>	<p>事業場の所在地を管轄する経済産業局長</p>
<p>三十四 法第八十五条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるものの  (一) ガス小売事業者等に関するもの</p>	<p>ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長</p>
<p>(二) 一般ガス導管事業者に関するもの  (三) 特定ガス導管事業者に関するもの</p>	<p>供給区域を管轄する経済産業局長  特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>
<p>(四) ガス製造事業者に関するもの</p>	<p>液化ガス貯蔵設備等の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>
<p>、第四号及び第十四号に掲げる権限の行使に係る場合に限る。）  (新設)</p>	<p>事業場の所在地を管轄する経済産業局長  供給区域又は供給地点を管轄する経済産業局長  (新設)</p>

5 次の表の上欄に掲げる法第百八十九条第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

<p>一 法第百七十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの</p>	<p>(一) 一般ガス導管事業者に関するもの</p>	<p>供給区域を管轄する経済産業局長</p>
<p>(二) 特定ガス導管事業者に関するもの</p>	<p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>	<p>供給区域を管轄する経済産業局長</p>
<p>(三) ガス製造事業者に関するもの</p>	<p>液化ガス貯蔵設備等の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>	<p>供給区域を管轄する経済産業局長</p>
<p>二 法第百七十一条第一項及び第七十二条第一項の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの</p>	<p>(一) ガス小売事業者等に関するもの</p>	<p>ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長</p>
<p>(二) 一般ガス導管事業者に関するもの</p>	<p>供給区域を管轄する経済産業局長</p>	<p>供給区域を管轄する経済産業局長</p>
<p>(三) 特定ガス導管事業者に関するもの</p>	<p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>	<p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>

5 次の表の上欄に掲げる法第五十二条の二第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

<p>一 法第四十五条の二の規定に基づく権限</p>	<p>(一) 一般ガス事業者に関するもの</p>	<p>供給区域又は特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>
<p>(二) 簡易ガス事業者に関するもの</p>	<p>供給地点を管轄する経済産業局長</p>	<p>供給地点を管轄する経済産業局長</p>
<p>(三) ガス導管事業者に関するもの</p>	<p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>	<p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>
<p>二 法第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの</p>	<p>(一) 一般ガス事業者に関するもの</p>	<p>供給区域を管轄する経済産業局長</p>
<p>(二) 簡易ガス事業者に関するもの</p>	<p>供給地点を管轄する経済産業局長</p>	<p>供給地点を管轄する経済産業局長</p>
<p>(三) ガス導管事業者に関するもの</p>	<p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>	<p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>

(四) ガス製造事業者に関するもの

済産業局長  
液化ガス貯蔵設備  
等の設置の場所を  
管轄する経済産業  
局長

(経済産業大臣が指示をすることができる事務)  
第十六条 法第九十一条の政令で定める事務は、第十四条第一  
項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務  
とする。

別表第一 (第九条関係)

(略)

別表第二 (第十条、第十一条関係)

(略)

(四) 大口ガス事業者に関するもの

済産業局長  
供給地点を管轄す  
る経済産業局長

(経済産業大臣が指示をすることができる事務)  
第十四条 法第五十二条の三の政令で定める事務は、第十二条第  
一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事  
務とする。

別表第一 (第七条関係)

(略)

別表第二 (第八条、第九条関係)

(略)

改正案	現行
<p>（あつせんに関する通知）</p> <p>第七条 電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）は、当事者の一方から法第三十五条第一項の規定によるあつせんの申請（第十六条において単に「あつせんの申請」という。）がなされたときは、その相手方に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（仲裁委員の選定等）</p> <p>第十条 委員会は、法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請（第十六条において単に「仲裁の申請」という。）があつたときは、当事者に対して前条の名簿の写しを送付しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（あつせん及び仲裁の申請手続）</p> <p>第十六条 あつせんの申請及び仲裁の申請に係る申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、経済産業省令で定める。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二十七条 （略）</p>	<p>（あつせんに関する通知）</p> <p>第七条 電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）は、法第三十五条第一項の規定により当事者の一方からあつせんの申請がなされたときは、その相手方に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（仲裁委員の選定等）</p> <p>第十条 委員会は、法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請があつたときは、当事者に対して前条の名簿の写しを送付しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（あつせん及び仲裁の申請手続）</p> <p>第十六条 法第三十五条第一項の規定によるあつせんの申請及び法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請に係る申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、経済産業省令で定める。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二十七条 （略）</p>

3 2

(略)

次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十七号から第三十五号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十二 (略)

十三 法第四十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの(一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。)

- (一) (略)
- (二) 火力発電所(汽力、ガスタービン、内燃力その他経済産業省令で定めるもの又はこれらを組み合わせたものを原動力とするものをいう。以下同じ。)に関するもの

(略)

(三) (十) (略)  
十四・十五 (略)

(略)

3 2

(略)

次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十八号から第三十六号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十二 (略)

十三 法第四十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの(一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。)

- (一) (略)
- (二) 出力九十万キロワット未満の火力発電所(汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものを原動力とするものをいう。以下同じ。)に関するもの及び火力発電所における出力九十万キロワット未満の発電設備(発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となつて発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体をいう。以下同じ。)に関するもの

(略)

(三) (十) (略)  
十四・十五 (略)

(略)

十六 法第四十七条第一項、第二項、

(略)

第四項及び第五項、第四十八条第一項及び第三項から第五項まで、第四十九条第一項並びに第五十条第一項の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる電気工作物の工事に関するものに限る。）

(一) (略)

(二) 火力発電所の工事に関するもの

(三) (略)

十七 法第五十一条第三項（登録に係る部分を除く。）及び第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号（一）から（九）までに掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。）

十八 (略)

(削る)

電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

(略)

(削る)

十六 法第四十七条第一項、第二項、

(略)

第四項及び第五項、第四十八条第一項及び第三項から第五項まで、第四十九条第一項並びに第五十条第一項の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる電気工作物の工事に関するものに限る。）

(一) (略)

(二) 出力九十万キロワット未満の火力発電所の工事（出力を九十万キロワット以上とする変更の工事を除く。）に関するもの及び火力発電所における出力九十万キロワット未満の発電設備の工事（出力を九十万キロワット以上とする変更の工事を除く。）に関するもの

(三) (略)

十七 法第五十一条第三項（登録に係る部分を除く。）及び第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号（一）から（九）までに掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる使用前自主検査に関するものに限る。）

十八 (略)

十九 法第五十二条第五項において準

使用前自主検査の場所を管轄する産業保安監督部長

(略)

溶接事業者検査の

4

(略)

十九・二十 (略)

二十一 法第五十五条第四項（登録に係る部分を除く。）及び同条第六項において準用する法第五十一条第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、第十三号（二）、（三）及び（五）に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。）

二十二～三十五 (略)

(略)

電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

4

(略)

用する法第五十一条第五項から第七項までの規定に基づく権限（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる溶接事業者検査に関するものに限る。）

二十・二十一 (略)

二十二 法第五十五条第四項（登録に係る部分を除く。）及び同条第六項において準用する法第五十一条第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号（一）及び（二）に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる定期事業者検査に関するものに限る。）

二十三～三十六 (略)

(略)

場所を管轄する産業保安監督部長

定期事業者検査の場所を管轄する産業保安監督部長

改正案	現行
<p>（長期継続契約ができるもの）</p> <p>第百二条の二 契約担当官等は、会計法第二十九条の十二の規定により、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>ガス事業法第二条第十二項</u>に規定するガス事業者が供給するガス</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>（長期継続契約ができるもの）</p> <p>第百二条の二 契約担当官等は、会計法第二十九条の十二の規定により、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>ガス事業法第二条第十一項</u>に規定するガス事業者が供給するガス</p> <p>三・四 (略)</p>

改正案	現行
<p>（行政財産である土地に地上権を設定することができる法人等）                  第六十九條の四 地方自治法第二百三十八條の四第二項第五号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。                  一 三（略）                  四 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）</u> <u>第二條第十二項に規定するガス事業者</u>                  五・六（略）</p>	<p>（行政財産である土地に地上権を設定することができる法人等）                  第六十九條の四 地方自治法第二百三十八條の四第二項第五号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。                  一 三（略）                  四 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）</u> <u>第二條第二項に規定する一般ガス事業者、同條第四項に規定する簡易ガス事業者及び同條第六項に規定するガス導管事業者</u>                  五・六（略）</p>

改正案	現行
<p>（行政財産に地上権を設定することができる法人） 第十二条の五 法第十八条第二項第五号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号） 第二条第十二項に規定するガス事業者</u></p> <p>五・六 （略）</p>	<p>（行政財産に地上権を設定することができる法人） 第十二条の五 法第十八条第二項第五号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号） 第二条第二項に規定する一般ガス事業者、同条第四項に規定する簡易ガス事業者及び同条第六項に規定するガス導管事業者</u></p> <p>五・六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第百六十二条</u>六 十六（略）</p> <p>（第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物）</p> <p>第三十条の四 法別表第二(i)項第九号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 次のイからチまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ ガス事業法<u>第二条第二項</u>に規定するガス小売事業又は同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設</p> <p>ニ 七（略）</p>	<p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第四十条</u>の四六 十六（略）</p> <p>（第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物）</p> <p>第三十条の四 法別表第二(i)項第九号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 次のイからチまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ ガス事業法<u>第二条第一項</u>に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設</p> <p>ニ 七（略）</p>

(準工業地域内で営むことができる可燃性ガスの製造)

第三百三十条の九の六 法別表第二(ぬ)項第一号<sup>一</sup>(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める可燃性ガスの製造は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業又は同条第九項に規定するガス製造事業として行われる可燃性ガスの製造

(安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分)

第四百四十四条の三 法第三十七条の規定により政令で定める安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 建築設備又はその部分(消防法第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び同法第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等、ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物及び同法第三十七条第一項に規定するガス用品、電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第二条第一項に規定する電気用品、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二条第七項に規定する液化石油ガス器具等並びに安全上、防火上又は衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)

(準工業地域内で営むことができる可燃性ガスの製造)

第三百三十条の九の六 法別表第二(ぬ)項第一号<sup>一</sup>(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める可燃性ガスの製造は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 ガス事業法第一条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業として行われる可燃性ガスの製造

(安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分)

第四百四十四条の三 法第三十七条の規定により政令で定める安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 建築設備又はその部分(消防法第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び同法第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等、ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物及び同法第三十九条の二第一項に規定するガス用品、電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第二条第一項に規定する電気用品、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二条第七項に規定する液化石油ガス器具等並びに安全上、防火上又は衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)

改正案	現行
<p>（占用の期間に関する基準）</p> <p>第九条 法第三十二条第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。</p> <p>一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス管（同法第二条第一項に規定するガス事業（同条第二項に規定するガス小売事業を除く。）の用に供するものに限る。）</p> <p>へ〜チ （略）</p>	<p>（占用の期間に関する基準）</p> <p>第九条 法第三十二条第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。</p> <p>一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス管（同法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）</p> <p>へ〜チ （略）</p>

改正案	現行
<p>（石油化学製品及び用途）</p> <p>第四十七条 法第八十九条の二第一項に規定する政令で定める石油化学製品は、次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政令で定める用途は、次の各号に掲げる石油化学製品の製造のための当該各号に定める用途とする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 ガス（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第十二条</u>第十二項に規定するガス事業者が同条第十一項に規定するガス事業（同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する同項に規定する小売供給を行う事業を除く。）の用として製造するものに限る。） 原料用又は財務省令で定める装置の昇温用若しくは保温用</p>	<p>（石油化学製品及び用途）</p> <p>第四十七条 法第八十九条の二第一項に規定する政令で定める石油化学製品は、次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政令で定める用途は、次の各号に掲げる石油化学製品の製造のための当該各号に定める用途とする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 ガス（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第十二条</u>第十一項に規定するガス事業者が同条第一項に規定する一般ガス事業の用、同条第五項に規定するガス導管事業の用又は同条第八項に規定する大口ガス事業の用として製造するものに限る。） 原料用又は財務省令で定める装置の昇温用若しくは保温用</p>

改正案	現行
<p>（届出を要する物質の指定）</p> <p>第一条の十（略）</p> <p>2 法第九条の三第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十四条第一項、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第七十六条第一項</u>又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第八十七条第一項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）に通報があつた施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合（法第九条の三第二項において準用する場合にあつては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。</p>	<p>（届出を要する物質の指定）</p> <p>第一条の十（略）</p> <p>2 法第九条の三第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十四条第一項、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第四十七条の五第一項</u>又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第八十七条第一項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）に通報があつた施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合（法第九条の三第二項において準用する場合にあつては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。</p>

改正案	現行
<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第六条 法第二条第一項第十九号（減価償却資産の意義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ〜ワ （略）</p> <p>カ 電気ガス供給施設利用権（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設</u>（同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）</p> <p>九 ヨ〜レ （略）</p> <p>（資産の譲渡とみなされる行為）</p> <p>第七十九条 法第三十三条第一項（譲渡所得）に規定する政令で</p>	<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第六条 法第二条第一項第十九号（減価償却資産の意義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ〜ワ （略）</p> <p>カ 電気ガス供給施設利用権（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第一項（定義）に規定する一般ガス事業若しくは同条第三項に規定する簡易ガス事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設</u>（同条第五項に規定するガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）</p> <p>九 ヨ〜レ （略）</p> <p>（資産の譲渡とみなされる行為）</p> <p>第七十九条 法第三十三条第一項（譲渡所得）に規定する政令で</p>

定める行為は、建物若しくは構築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（以下この条において「借地権」という。）又は地役権（特別高圧架空電線の架設、特別高圧地中電線若しくはガス事業法第二条第十二項（定義）に規定するガス事業者が供給する高圧のガスを通ずる導管の敷設、飛行場の設置、懸垂式鉄道若しくは跨座式鉄道の敷設又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条（定義）に規定する砂防設備である導流堤その他財務省令で定めるこれに類するもの（第一号において「導流堤等」という。）の設置、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十四項（定義）に規定する公共施設の設置若しくは同法第八条第一項第四号（地域地区）の特定街区内における建築物の建築のために設定されたもので、建造物の設置を制限するものに限る。以下この条において同じ。）の設定（借地権に係る土地の転貸その他他人に当該土地を使用させる行為を含む。以下この条において同じ。）のうち、その対価として支払を受ける金額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の十分の五に相当する金額を超えるものとする。

一 三 (略)  
2・3 (略)

定める行為は、建物若しくは構築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（以下この条において「借地権」という。）又は地役権（特別高圧架空電線の架設、特別高圧地中電線若しくはガス事業法第二条第十一項（定義）に規定するガス事業者が供給する高圧のガスを通ずる導管の敷設、飛行場の設置、懸垂式鉄道若しくは跨座式鉄道の敷設又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条（定義）に規定する砂防設備である導流堤その他財務省令で定めるこれに類するもの（第一号において「導流堤等」という。）の設置、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十四項（定義）に規定する公共施設の設置若しくは同法第八条第一項第四号（地域地区）の特定街区内における建築物の建築のために設定されたもので、建造物の設置を制限するものに限る。以下この条において同じ。）の設定（借地権に係る土地の転貸その他他人に当該土地を使用させる行為を含む。以下この条において同じ。）のうち、その対価として支払を受ける金額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の十分の五に相当する金額を超えるものとする。

一 三 (略)  
2・3 (略)

改正案	現行
<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第十三条 法第二条第二十三号（減価償却資産の意義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ 力 （略）</p> <p>ヨ 電気ガス供給施設利用権（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設（同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）</p> <p>九 タ ン （略）</p> <p>（借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の</p>	<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第十三条 法第二条第二十三号（減価償却資産の意義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ 力 （略）</p> <p>ヨ 電気ガス供給施設利用権（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項（定義）に規定する一般ガス事業若しくは同条第三項に規定する簡易ガス事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設（同条第五項に規定するガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）</p> <p>九 タ ン （略）</p> <p>（借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の</p>



改正案	現行
<p>（免許等の範囲）</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)口、(六)口若しくは(三)、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第八十七号の二、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(五)を除く。)、第一百二号(三)を除く。)、第一百三号、第一百四号(一)から(七)まで、第一百八号から第一百十二号まで、第一百十七号の二、第二十号、第二十一号、第二十二号から第二十六号まで、第二十八号から第三十五号まで又は第三十七号から第四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明（同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第六号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権の設定の登録に限る。）とする。</p>	<p>（免許等の範囲）</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)口、(六)口若しくは(三)、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第八十七号の二、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(三)を除く。)、第一百二号(三)を除く。)、第一百三号、第一百四号(一)から(七)まで、第一百八号から第一百十二号まで、第一百十七号の二、第二十号、第二十一号、第二十二号から第二十六号まで、第二十八号から第三十五号まで又は第三十七号から第四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明（同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第六号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権の設定の登録に限る。）とする。</p>

改正案	現行
<p>（特定工作物）</p> <p>第一条 都市計画法（以下「法」という。）第四条第十一項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十六条第一項の表の危険物品の種類に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油・パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設又は同項第八号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第二号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）に該当するものを除く。）</p>	<p>（特定工作物）</p> <p>第一条 都市計画法（以下「法」という。）第四条第十一項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十六条第一項の表の危険物品の種類に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油・パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設又は同項第八号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第二号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）に該当するものを除く。）</p>

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 十三 (略)

十四 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気事業(同項第二号に規定する小売電気事業を除く。)の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物(同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。)を設置する施設である建築物

十五 三十 (略)

(開発行為を行うについて協議すべき者)

第二十三条 開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者(開発区域の面積が四十ヘクタール未満の開発行為にあつては、第三号及び第四号に掲げる者を除く。)と協議しなければならぬ。

一 二 (略)

三 当該開発区域を供給区域を含む電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及びガス事業法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者

四 (略)

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 十三 (略)

十四 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気事業(同項第二号に規定する小売電気事業を除く。)の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物(同条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)を設置する施設である建築物

十五 三十 (略)

(開発行為を行うについて協議すべき者)

第二十三条 開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者(開発区域の面積が四十ヘクタール未満の開発行為にあつては、第三号及び第四号に掲げる者を除く。)と協議しなければならぬ。

一 二 (略)

三 当該開発区域を供給区域を含む電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者

四 (略)

改正案	現行
<p>（再開発事業計画の認定申請について協議すべき者）</p> <p>第四十六条の十七 再開発事業を実施する土地の区域（以下この条において「再開発事業区域」という。）の面積が二十ヘクタール以上の再開発事業について法第二百二十九条の二第一項の再開発事業計画の認定を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者（再開発事業区域の面積が四十ヘクタール未満の再開発事業にあつては、第二号及び第三号に掲げる者を除く。）と協議しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該再開発事業区域を供給区域に含む電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者</u></p> <p>三 （略）</p>	<p>（再開発事業計画の認定申請について協議すべき者）</p> <p>第四十六条の十七 再開発事業を実施する土地の区域（以下この条において「再開発事業区域」という。）の面積が二十ヘクタール以上の再開発事業について法第二百二十九条の二第一項の再開発事業計画の認定を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者（再開発事業区域の面積が四十ヘクタール未満の再開発事業にあつては、第二号及び第三号に掲げる者を除く。）と協議しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該再開発事業区域を供給区域に含む電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者</u></p> <p>三 （略）</p>

改正案

現行

1 ガス事業法（以下「法」という。）第百六十四条第一項第一号から第四号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

1 ガス事業法（以下「法」という。）第四十一条第一項第一号から第四号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金額
一～三 (略)	(略)
四 法第二十六条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者	二千八百円

納付しなければならない者	金額
一～三 (略)	(略)
四 法第三十二条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者	二千八百円

2 (略)

2 (略)

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）【第十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）

別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）

(略)	(略)	(略)
三	別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの 一・二 (略) 三 ガス事業法第二十六條第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者 四〇八 (略)
四	別表第二の四の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録

(略)	(略)	(略)
三	別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの 一・二 (略) 三 ガス事業法第三十二條第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者 四〇八 (略)
四	別表第二の四の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録

(略)	
(略)	害防止管理者
(略)	<p>を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 ガス事業法第二十六條第一項の乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>二 五 (略)</p>

  

(略)	
(略)	害防止管理者
(略)	<p>を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 ガス事業法第三十二條第一項の乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>二 五 (略)</p>

改正案	現行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十八 （略）</p> <p>二十九 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物の設置（同法第二条第二項に規定するガス小売事業の用に供するガス工作物の設置及び液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</u></p> <p>三十～三十九 （略）</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十八 （略）</p> <p>二十九 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物の設置（同法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するガス工作物の設置に限り、液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</u></p> <p>三十～三十九 （略）</p>

改正案	現行
<p>（回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定）                      第十一条 法第三十九条第一項の政令で定める他の法律の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第百五十七</u>条</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定）                      第十一条 法第三十九条第一項の政令で定める他の法律の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第三十九</u>条の十八</p> <p>三〇五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法令の規定により災害防止の業務等を行う者）</p> <p>第六条 法第十六条第二項の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものは、消防法第十二条の七第一項に規定する危険物保安統括管理者、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十二条第一項に規定する保安統括者、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第七条第一項に規定する毒物劇物取扱責任者、高圧ガス保安法第二十七条の二第一項に規定する高圧ガス製造保安統括者、同法第二十七条の四第一項に規定する冷凍保安責任者、ガス事業法第二十五条第一項、<u>第六十五条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十八条第一項に規定するガス主任技術者、電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項に規定する総括安全衛生管理者とする。</u></p>	<p>（法令の規定により災害防止の業務等を行う者）</p> <p>第六条 法第十六条第二項の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものは、消防法第十二条の七第一項に規定する危険物保安統括管理者、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十二条第一項に規定する保安統括者、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第七条第一項に規定する毒物劇物取扱責任者、高圧ガス保安法第二十七条の二第一項に規定する高圧ガス製造保安統括者、同法第二十七条の四第一項に規定する冷凍保安責任者、<u>ガス事業法第三十一条第一項（同法第三十七条の十において準用する場合を含む。）に規定するガス主任技術者、電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項に規定する総括安全衛生管理者とする。</u></p>

改正案	現行
<p>第六條の三 法第二十六條第三項第二号の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第五項に規定する役務の提供（同項に規定する最終保障供給に係るものに限る。）</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 法第二十六條第三項第二号の政令で定める役務の提供は、第六條の三に規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電氣事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）<u>附則第二十二條第一項に規定する役務の提供</u></p> <p>四 電氣事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十八條第一項に規定する役務の提供</p>	<p>第六條の三 法第二十六條第三項第二号の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第一項又は第三項に規定する役務の提供</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 法第二十六條第三項第二号の政令で定める役務の提供は、第六條の三に規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）【第二十条関係】  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用除外）                      第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。                      一～三 （略）                      四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第五項</u>に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業                      五～九 （略）</p>	<p>（適用除外）                      第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。                      一～三 （略）                      四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第十項</u>に規定するガス事業                      五～九 （略）</p>

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）【第二十一条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>十九 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第十</u> <u>一項</u>に規定するガス事業</p> <p>二十 二十三（略）</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>十九 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第十</u> <u>項</u>に規定するガス事業</p> <p>二十 二十三（略）</p>

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）【第二十一条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）</p> <p>第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第十一項</u>に規定するガス事業の用に供する施設</p> <p>五～二十二 （略）</p>	<p>（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）</p> <p>第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第十項</u>に規定するガス事業の用に供する施設</p> <p>五～二十二 （略）</p>

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）

【第二十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第十</u>一項に規定するガス事業</p> <p>二十一 二十四（略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第十</u>項に規定するガス事業</p> <p>二十一 二十四（略）</p>

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）【第二十条関係】  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 十九 （略）</p> <p>二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第十</u> <u>一項</u>に規定するガス事業</p> <p>二十一 二十四 （略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 十九 （略）</p> <p>二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第十</u> <u>項</u>に規定するガス事業</p> <p>二十一 二十四 （略）</p>

○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百三十一号）【第二十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権限の委任）            第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第七条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第百五十九条</u>第一項に規定する消費機器に該当する特定ガス消費機器についての特定工事の施工に関するものにあつては当該特定ガス消費機器の設置の場所又は特定工事事業者の事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長が、消費設備に該当する特定ガス消費機器についての特定工事の施工に関するものにあつては特定工事事業者の事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>	<p>（権限の委任）            第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第七条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第四十条</u>の二第一項に規定する消費機器に該当する特定ガス消費機器についての特定工事の施工に関するものにあつては当該特定ガス消費機器の設置の場所又は特定工事事業者の事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長が、消費設備に該当する特定ガス消費機器についての特定工事の施工に関するものにあつては特定工事事業者の事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>

○対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）【第二十三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）</u>第二条第五項に規定する一般ガス導管事業</p> <p>四～七（略）</p> <p>7～10（略）</p>	<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）</u>第二条第十項に規定するガス事業</p> <p>四～七（略）</p> <p>7～10（略）</p>

改正案	現行
<p>（調整対象固定資産の範囲）</p> <p>第五条 法第二条第一項第十六号に規定する政令で定める資産は、棚卸資産以外の資産で次に掲げるもののうち、当該資産に係る法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百八分の百に相当する金額、当該資産に係る同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保稅地域から引き取られる当該資産の課稅標準である金額が、一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）につき百万円以上のものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ〜ワ（略）</p> <p>カ 電気ガス供給施設利用権（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設（同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）</p>	<p>（調整対象固定資産の範囲）</p> <p>第五条 法第二条第一項第十六号に規定する政令で定める資産は、棚卸資産以外の資産で次に掲げるもののうち、当該資産に係る法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百八分の百に相当する金額、当該資産に係る同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保稅地域から引き取られる当該資産の課稅標準である金額が、一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）につき百万円以上のものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ〜ワ（略）</p> <p>カ 電気ガス供給施設利用権（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項（定義）に規定する一般ガス事業若しくは同条第三項に規定する簡易ガス事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設（同条第五項に規定するガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）</p>

○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）【第二十五条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(指定公共機関)</p> <p>第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三十六 (略)</p> <p>三十七 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第二項に規定するガス小売事業（以下この号において単に「ガス小売事業」という。）が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事情からみて、その営む同法第五項に規定する一般ガス導管事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）に限る。）及び同条第十項に規定するガス製造事業者（ガス小売事業の用に供するためのガスの製造量その他の事情からみて、その営む同条第九項に規定するガス製造事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると</p>	<p>(指定公共機関)</p> <p>第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三十六 (略)</p> <p>三十七 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて、供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事項からみて、その営む同条第一項に規定する一般ガス事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）</p>

認められるものに限る。  
ハ)又 (略)

ハ)又 (略)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）

【第二十六条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（生活関連等施設）</p> <p>第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第二項のガス小売事業（同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の用に供するものを除く。）</p> <p>三 十 （略）</p>	<p>（生活関連等施設）</p> <p>第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第三項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）</p> <p>三 十 （略）</p>

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）【第二十七条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定エネルギー供給事業者が行う事業）</p> <p>第五条 法第二条第七項の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第二項</u>に規定するガス小売事業又は同条第五項に規定する一般ガス導管事業であつて、可燃性天然ガス製品の製造（法第二条第一項第三号に規定する製造（可燃性天然ガス製品に係るものに限る。）をいい、第三者から受託して製造することを除く。第七条第二号及び第八条第二号において同じ。）をして供給するもの</p> <p>三 （略）</p> <p>（特定燃料製品供給事業者が行う事業）</p> <p>第六条 法第二条第八項の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 ガス事業法<u>第二条第十一項</u>に規定するガス事業であつて、可燃性天然ガス（液化したものに限る。第九条第一号及び第十号第一号において同じ。）を原料として可燃性天然ガス製品の製造をして供給するもの</p> <p>二 （略）</p>	<p>（特定エネルギー供給事業者が行う事業）</p> <p>第五条 法第二条第七項の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第一項</u>に規定する一般ガス事業、同条第五項に規定するガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業であつて、可燃性天然ガス製品の製造（法第二条第一項第三号に規定する製造（可燃性天然ガス製品に係るものに限る。）をいい、第三者から受託して製造することを除く。第七条第二号及び第八条第二号において同じ。）をして供給するもの</p> <p>三 （略）</p> <p>（特定燃料製品供給事業者が行う事業）</p> <p>第六条 法第二条第八項の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 ガス事業法<u>第二条第一項</u>に規定する一般ガス事業、同条第五項に規定するガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業であつて、可燃性天然ガス（液化したものに限る。第九条第一号及び第十号第一号において同じ。）を原料として可燃性天然ガス製品の製造をして供給するもの</p> <p>二 （略）</p>

改正案	現行
<p>附則 （法人の準備金に関する経過措置） 第十一条（略） 2～9（略）</p> <p>10 第八項に規定する場合において、同項に規定する法人が次の各号に掲げる場合（適格合併等により準備金設定資産を移転した場合を除く。）に該当することとなったときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。</p> <p>一 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）又は準備金設定資産について特別の修繕（改正法附則第六十五条第二項に規定する特別の修繕をいう。以下この号において同じ。）を完了した場合若しくは特別の修繕を行わないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）その該当することとなった日における特別修繕準備金の金額</p> <p>二・三（略）</p> <p>11（略）</p>	<p>（略） 附則 （法人の準備金に関する経過措置） 第十一条（略） 2～9（略）</p> <p>10 第八項に規定する場合において、同項に規定する法人が次の各号に掲げる場合（適格合併等により準備金設定資産を移転した場合を除く。）に該当することとなったときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。</p> <p>一 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）又は準備金設定資産について特別の修繕（改正法附則第六十五条第四項第一号に規定する特別の修繕をいう。以下この号において同じ。）を完了した場合若しくは特別の修繕を行わないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）その該当することとなった日における特別修繕準備金の金額</p> <p>二・三（略）</p> <p>11（略）</p>

改正案	現行
<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一、十九（略）</p> <p>二十、次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ、ト（略）</p> <p>チ、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第二項に規定するガス小売事業（以下「下子」において単に「ガス小売事業」という。）が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）</p> <p>業（供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事情からみて、その営む同法第五項に規定する一般ガス導管事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）に限る。）</p> <p>及び同条第十項に規定するガス製造事業者（ガス小売事業の用に供するためのガスの製造量その他の事情からみて、その営む同法第九項に規定するガス製造事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）</p>	<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一、十九（略）</p> <p>二十、次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ、ト（略）</p> <p>チ、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて、供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事項からみて、その営む同法第一項に規定する一般ガス事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）</p>

リ  
ヨ  
(略)

リ  
ヨ  
(略)

改正案	現行
<p>（中小企業承継事業再生計画に係る特定許認可等）                  第二十三条 法第百二十一条第三項の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の登録又は第三十五条の許可</u></p> <p>六・七 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（中小企業承継事業再生計画に係る特定許認可等）                  第二十三条 法第百二十一条第三項の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条又は第三十七条の二の許可</u></p> <p>六・七 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（事件記録） 第十五条（略）</p> <p>2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>一八 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百八十四</u> <u>条第一項</u> 一九～四十二（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（事件記録） 第十五条（略）</p> <p>2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>一八 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十</u> <u>条第一項</u> 一九～四十二（略）</p> <p>3・4（略）</p>

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号）

【第三十二条関係】  
（傍線部分は改正部分）

改正案		現行									
		<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る旧ガス事業法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第四条 改正法附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第五條の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="603 250 730 481">第七條の見出し</td> <td data-bbox="603 481 730 683">事業</td> <td data-bbox="603 683 730 1075">指定旧供給区域等小売供給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 250 603 481">第七條第一項</td> <td data-bbox="233 481 603 683">三年</td> <td data-bbox="233 683 603 1075">電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）第五條の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」</td> </tr> </table>	第七條の見出し	事業	指定旧供給区域等小売供給	第七條第一項	三年	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）第五條の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（一般ガス事業者等に係る権限の委任）</p> <p>第四条 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 1176 730 1780"> <p>一 改正法附則第十八條第一項及び第四項並びに第十九條第一項、第二項及び第四項の規定に基づく権限であつて、供給区域（改正法第五條の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。第四号及び第九條第一項において「第五号旧ガス事業法」という。）第六條第二項第三号の供給区域をいう。以下この条において同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十八條第一項に規定する一般ガス事業者</p> </td> <td data-bbox="233 1780 730 2038">供給区域を管轄する経済産業局長</td> </tr> </table>	<p>一 改正法附則第十八條第一項及び第四項並びに第十九條第一項、第二項及び第四項の規定に基づく権限であつて、供給区域（改正法第五條の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。第四号及び第九條第一項において「第五号旧ガス事業法」という。）第六條第二項第三号の供給区域をいう。以下この条において同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十八條第一項に規定する一般ガス事業者</p>	供給区域を管轄する経済産業局長
第七條の見出し	事業	指定旧供給区域等小売供給									
第七條第一項	三年	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）第五條の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」									
<p>一 改正法附則第十八條第一項及び第四項並びに第十九條第一項、第二項及び第四項の規定に基づく権限であつて、供給区域（改正法第五條の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。第四号及び第九條第一項において「第五号旧ガス事業法」という。）第六條第二項第三号の供給区域をいう。以下この条において同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十八條第一項に規定する一般ガス事業者</p>	供給区域を管轄する経済産業局長										

第七條第二項	
供給区域又	<p>その事業の</p>
指定旧供給区域等（改正	<p>と。いう。）第三條の許可を受けた日（改正法第五條の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧ガス事業法第八條第一項の許可であつて供給区域（旧ガス事業法第六條第二項第三号の供給区域をいう。以下同じ。）又は供給地点（同号の供給地点をいう。以下同じ。）の増加に係るものを受けた場合にあつては、当該許可を受けた日）から三年</p>
事業を	<p>その指定旧供給区域等小売供給（改正法附則第十二條第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給をいう。以下同じ。）</p>
給を	<p>指定旧供給区域等小売供給を</p>

<p>（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に關するもの</p> <p>二 改正法附則第二十二條第一項の規定に基づく権限であつて、供給区域が一の經濟産業局の管轄区域内のみにある旧一般ガスマナシガスマ小売事業者（供給区域内におけるガスマーターの取付数が百万個</p> <p>三 改正法附則第二十六條第一項及び第四項の規定に基づく権限並びに改正法附則第二十七條の規定に基づく権限（改正法附則第二十六條第一項の認可に係るものに限る。）であつて、供給区域が一の經濟産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第二十六條第一項に規定する一般ガスマ事業者（供給区域内におけるガスマーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に關するもの</p> <p>四 改正法附則第二十八條第一項の規定に基づく権限であつて、供給地点（第五号旧ガス事業法第三十七條の五第二項第三号の供給地点をいう。以下この号及び次号において同じ。）が一の經濟産業局の管轄区域内のみにある旧簡易ガスマナシガスマ小売事業者に關するもの</p> <p>五 改正法附則第三十二條第一項及び第四項の規定に基づく権限であつて、供給地</p>	<p>供給区域を管轄する經濟産業局長</p> <p>供給区域を管轄する經濟産業局長</p> <p>供給区域を管轄する經濟産業局長</p> <p>供給区域を管轄する經濟産業局長</p>
<p>供給地点を管轄する經濟産</p>	<p>供給地点を管轄する經濟産業局長</p>

第十三条の見出し	第十一条第一項	第十条第三項	第十条第一項及び第二項	第十条の見出し	第七条第四項	
事業	地位	一般ガス事業の	第五条	一般ガス事業の	事業	その事業
給	指定旧供給区域等小売供給の	地位（指定旧供給区域等小売供給に係る部分に限る。次項において同じ。）	改正法附則第二十三条第二項	指定旧供給区域等小売供給の	給	その指定旧供給区域等小売供給
給	指定旧供給区域等小売供給	指定旧供給区域等小売供給の	改正法附則第二十三条第二項	指定旧供給区域等小売供給の	給	指定旧供給区域等小売供給
						法附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。以下同じ。

点が一の経済産業局の管轄区域内のみにある同条第一項に規定する簡易ガス事業者に関するもの  
 業局長

	第十四条第一項	第十四条の見出し	第十三条第一項及び第三項
	事業を	事業の許可	一般ガス事業の
<p>は、第三条の許可</p> <p>（施行日前に旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて供給区域又は供給地点の増加に係るものを受けた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給区域又は供給地点であつて指定旧供給区域等である区域又は地点において指定旧供給区域等小売供給を開始しないときを除く。）は、改正法第五条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第三条の登録</p>	<p>事業を</p> <p>指定旧供給区域等小売供給を</p>	<p>ガス小売事業の登録</p>	<p>指定旧供給区域等小売供給の</p>

<p>第十五条第一項</p>	<p>第十四条第三項</p>	<p>第十四条第二項</p>
<p>第八條第一項の規定による第六條第二項第三号の事項の変更の許可</p>	<p>許可</p>	<p>この法律若しくはこの法律</p>
<p>施行日前に旧ガス事業法第八條第一項の許可であつて供給区域又は供給地点の増加に係るもの</p>	<p>登録</p>	<p>新ガス事業法第三條の登録</p> <p>第七條第四項、第十一條第二項、前條第一項、第十七條第四項若しくは第十七項、第十九條、第二十条本文、第二十六條若しくは第二十六條の二の規定若しくは改正法附則第二十二條第一項、第二十三條第一項、第三項若しくは第六項、第二十四條第一項、第二十六條第三項、第三十三條第一項若しくは第三十四條第一項の規定又はこれらの規定</p>

		第十五条第二項	
一般ガス事業を	供給区域の一部又は供給地点	業において	第八条第三項において準用する第七條第一項
指定旧供給区域等小売供給を	指定旧供給区域等の一部	であつて指定旧供給区域等である区域若しくは地点において指定旧供給区域等小売供給を開始しないとき又は改正法附則第二十三條第一項の許可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者が同條第三項の規定により指定した期間内にその増加する指定旧供給区域等において指定旧供給区域等小売供給	第七條第一項

第十七条第七	第十七条第六			第十七条第四 項及び第五項	第十七条第三		第十七条の見 出し	供給区域を 減少し、又 はその供給 地点
	供給約款	一般ガス事 業を	第一項後段		供給約款	第一項後段		
供給約款	指定旧供給区域等小売供 給約款	指定旧供給区域等小売供 給を	改正法附則第二十四条第 一項後段	指定旧供給区域等小売供 給約款	指定旧供給区域等小売供 給約款	改正法附則第二十四条第 一項後段	指定旧供給区域等 小売供 給約款	指定旧供給区域等

		第十九条	第十九条の見出し	第十八条第二項		第十八条第一項	第十八条の見出し	項から第十項まで
同条第四項	供給約款の	第十七条第一項	供給約款等	供給約款	同条第四項	供給約款	前条第一項	供給約款
第十七条第四項	指定旧供給区域等小売供給約款の	改正法附則第二十四条第一項	指定旧供給区域等小売供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款	前条第四項	指定旧供給区域等小売供給約款	改正法附則第二十四条第一項	供給約款

		第二十条		第二十条の見出し			
条第十二項	又は第十七項	供給約款) 同条第四項	供給約款) 同条第四項	第十七条第一項	供給約款等	、又は第十七条第十二項の規定により選択約款の届出をしたときは、その供給約款又は選択約款	、若しくは
以外	指定旧供給区域等小売供給約款)	指定旧供給区域等小売供給約款(第十七条第四項	指定旧供給区域等小売供給約款)	改正法附則第二十四条第一項	指定旧供給区域等小売供給約款	は、その指定旧供給区域等小売供給約款	、又は

<p>第四十七條の 六第一項第一 号</p>	<p>第二十六條の 二第一項第一 号</p>			
<p>第三條、第 八條第一項 (第三十七 條の七第一 項において</p>	<p>大口供給</p>	<p>ただし、大 口供給を行 う場合にお いてその供 給の相手方 と合意した とき、又は</p>	<p>供給区域に おける一般 の需要</p>	<p>の規定によ る届出をし た選択約款 以外</p>
<p>第十三條第一項</p>	<p>指定旧供給区域等小売供 給</p>	<p>ただし、</p>	<p>指定旧供給区域等需要（ 改正法附則第二十二條第 一項に規定する指定旧供 給区域等需要をいう。）</p>	

	<p>第四十七條の 六第一項第二 号</p>
<p>準用する場 合を含む。 ）、第十三 条第一項（ 第三十七條 の七第一項 において準 用する場合 を含む。） 又は第三十 七條の二</p>	<p>第九條第五 項（第三十 七條の第七 一項におい て準用する 場合を含む 。）、第十 七條第五項 、第十項若 しくは第十 三項（これ らの規定を 第三十七條 の七第一項 において準</p>
	<p>第十七條第五項若しくは 第十項又は第十八條第一 項</p>

---

---

用する場合を含む。）、第十八条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第四項若しくは第六項（これらの規定を第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十二條の二第三項から第五項まで（これらの規定を第三十七條の八において準用する場合を含む。）

---

---

---

---

む。)、第  
二十二条の  
四第二項(、  
第三十七条  
の八におい  
て準用する  
場合を含む  
。)、第二  
十二条の五  
第五項(同  
条第八項に  
おいて準用  
する場合を  
含む。)、  
第二十三条  
第四項、第  
二十五条の  
二第一項(、  
第三十七条  
の七第一項  
、第三十七  
条の八及び  
第三十七条  
の十におい  
て準用する  
場合を含む  
。若しく

---

---

<p>第四十七條の 六第一項第三 号</p>	
<p>第十條第一 項若しくは 第二項（こ れらの規定</p>	<p>は第二項（ 第三十七條 の七第一項 において準 用する場合 を含む。） 、第二十七 條、第三十 七條の七の 二第五項（ 同條第八項 において準 用する場合 を含む。） 又は第三十 七條の七の 三第四項（ 第三十七條 の九第二項 において準 用する場合 を含む。）</p>
<p>第十條第一項若しくは第 二項、第十三條第二項又 は第二十條ただし書</p>	

<p>第四十七條の 六第一項第四</p>	
<p>第十四條第 二項(第三</p>	<p>を第三十七 條の七第一 項において 準用する場 合を含む。 )、第十三 條第二項(第 三十七條 の七第一項 において準 用する場合 を含む。) 、第十七條 第一項(第 三十七條の 七第一項に おいて準用 する場合を 含む。)、 第二十條た だし書又は 第三十七條 の六の二た だし書</p>
<p>第十四條第二項</p>	

<p>第四十七條の 六第一項第六 号</p>	<p>第四十七條の 六第一項第五 号</p>	<p>号</p>		
<p>第十八條第 二項(第三 十七條の七 第一項にお いて準用す る場合を含 む。)</p>	<p>供給区域又 は供給地点</p>	<p>第十五條第 二項(第三 十七條の七 第一項にお いて準用す る場合を含 む。)</p>	<p>許可</p>	<p>十七條の七 第一項にお いて準用す る場合を含 む。)</p>
<p>第十八條第二項</p>	<p>指定旧供給区域等</p>	<p>第十五條第二項</p>	<p>新ガス事業法第三條の登 録</p>	

<p>第四十九條第二項</p>		<p>第四十八條</p>
<p>第十四條第一項若しくは第二項若しくは第十條第一項</p>	<p>供給区域若しくは供給地点の減少又は第三十九條の十四の規定による禁止</p>	<p>第十五條第二項(第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。)</p>
<p>第十四條第一項若しくは第二項又は第十五條第一項若しくは第二項</p>	<p>指定旧供給区域等の減少</p>	<p>第十五條第二項</p>

<p>項 第五十条第一</p>	
<p>この法律</p>	<p>若しくは第二項（これらの規定を第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）第三十六條の十三、第三十六條の二十六（第三十九條の十五第二項において準用する場合を含む。）、第三十九條の十四又は第三十九條の十七第一項</p>
<p>第七條第一項若しくは第三項、第十條第一項若しくは第二項、第十三條第一項若しくは第二項、第一</p>	

	<p>第五十二条の 二第四項</p>
	<p>この法律</p>
<p>権限（第一 項又は第二</p>	<p>権限</p>
<p>十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第五項若しくは第十項、第十八条若しくは第二十条ただし書の規定又は改正法附則第二十二条第一項、第二項若しくは第六項、第二十三条第一項、第三項若しくは第五項、第二十四条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条第一項</p>	<p>第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十六条の二、第四十五条の二、第四十七条の六、第四十八条、第四十九条及び第五十条</p>

<p>第五十七條第一号</p>	<p>第五十六條第一号</p>	
<p>第九條第五項(第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。)</p>	<p>一般ガス事業又は簡易ガス事業</p>	<p>項の規定により委員会に委任されたものを除く。)</p> <p>経済産業局長又は産業保安監督部長</p>
<p>第十七條第五項又は第十</p>	<p>指定旧供給区域等小売供給</p>	<p>第十三條第一項</p> <p>経済産業局長</p>

---

---

て準用する  
場合を含む  
。）、第十  
七条第五項  
、第十項若  
しくは第十  
三項（これ  
らの規定を  
第三十七条  
の七第一項  
において準  
用する場合  
を含む。）  
、第二十二  
条第四項若  
しくは第六  
項（これら  
の規定を第  
三十七条の  
八において  
準用する場  
合を含む。  
）、第二十  
二条の第二  
三項から第  
五項まで（  
これらの規

---

---

---

---

定を第三十七  
七条の八に  
おいて準用  
する場合を  
含む。）、  
第二十二條  
の四第二項  
（第三十七  
條の八にお  
いて準用す  
る場合を含  
む。）、第  
二十二條の  
五第五項（  
同條第八項  
において準  
用する場合  
を含む。）  
、第二十三  
條第四項、  
第二十五條  
の二第一項  
（第三十七  
條の七第一  
項、第三十  
七條の八及  
び第三十七

---

---

第五十七条第

第二十条、

第二十条

条の十において準用する場合を含む。若しくは第二項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)、第三十七  
七条の七の二第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)  
又は第三十七  
七条の七の三第四項(第三十七  
九第二項において準用する場合を含む。)

<p style="text-align: right;">二号</p>	<p>第五十九条第一号</p>
<p>第二十二條第三項（第三十七條の八において準用する場合を含む。）、第二十二條の二第二項（第三十七條の八において準用する場合を含む。）又は第三十七條の六の二</p>	<p>第七條第四項（第八條第三項（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）及び第三十七條の七第一</p>
	<p>第七條第四項又は第十一條第二項</p>

---

---

項において  
準用する場  
合を含む。  
）、第十一  
条第二項（  
第三十七條  
の七第一項  
及び第三十  
七條の八に  
おいて準用  
する場合を  
含む。）  
第二十二條  
第一項（同  
條第二項（  
第三十七條  
の八におい  
て準用する  
場合を含む  
。）及び第  
三十七條の  
八において  
準用する場  
合を含む。  
）、第二十  
二條の第二  
一項（第三

---

---

---

---

十七条の八  
において準  
用する場合  
を含む。) )  
、第二十五  
条第一項若  
しくは第二  
項、第二十  
条第一項若  
しくは第二  
項(これら  
の規定を第  
三十七条の  
七第三項、  
第三十七条  
の八及び第  
三十七条の  
十において  
準用する場  
合を含む。  
)、第二十  
一条第二項  
(第三十七  
条の七第一  
項、第二十  
七条の八、  
第三十七条

---

---

---

---

の十及び第  
三十八条第  
二項におい  
て準用する  
場合を含む  
。）、第三  
十六條の二  
第七項若し  
くは第八項  
（第三十七  
條の八、第  
三十七條の  
十及び第三  
十八條第二  
項において  
準用する場  
合を含む。  
）、第三十  
六條の二十  
三（第三十  
九條の十五  
第二項にお  
いて準用す  
る場合を含  
む。）、第  
三十七條の  
七の二第九

---

---

<p>第五十九條第二号</p>	<p>第十九條(第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。)、第二十二條第五項(第三十七條の八において準用する場合を含む。又は第二十五條第三項)</p>	<p>項又は第三十八條の二</p>
<p>第六十條第二号</p>	<p>第五十五條から第五十六條の二(第四号及び第五号に係る部分を除く。)まで又は第五十</p>	<p>第五十六條第一号、第五十七條第一号若しくは第二号又は第五十九條第一号若しくは第二号</p>

<p>第六十条の二 第三号</p>		
<p>第二十六條 第二項(第 三十七條の 八において</p>	<p>第二十二條 の三第一項 (第三十七 條の八にお いて準用す る場合を含 む。)、第 二十六條第 一項(第三 十七條の七 第一項及び 第三十七條 の八におい て準用する 場合を含む 。又は第 二十六條の 二第一項</p>	<p>七條から第 五十九條ま で</p>
<p>第二十六條第二項又は第 二十六條の二第二項</p>		<p>第二十六條第一項又は第 二十六條の二第一項</p>

	準用する場 合を含む。
	又は第二 十六條の二
第二項	

(旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る権限の委任)

第五条 改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法(以下この条において「なお効力を有する旧ガス事業法」という。)第七条、第十一条第二項、第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、同条第三項において準用するなお効力を有する旧ガス事業法第十四条第三項、第十七条第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項、第十八条、第二十条ただし書、第二十六条第二項、第二十六条の二第二項、第四十八条並びに第四十九条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、指定旧供給区域等(改正法附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等(以下同じ。))が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧一般ガスみなしガス小売事業者(指定旧供給区域等内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。)に関するものは、指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長が行うものとする。

2 | なお効力を有する旧ガス事業法第十条第一項及び第二項の規定に基づく経済産業大臣の権限(前項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の旧一般ガスみなしガス小売事業者に関する場合及び譲受け又は合併若しくは分割により前項に規定

(新設)

する旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の者となる場合を除く。）に関するものは、指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長が行うものとする。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る旧ガス事業法の規定の適用についての技術的読替え）

第六条 改正法附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧ガス事業法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条の六の二の見出し	供給約款等	指定旧供給地点小売供給約款
第三十七条の六の二	次条第一項において準用する第十七条第一項	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第三十条第一項
供給約款	指定旧供給地点小売供給約款	以外
又は次条第一項において準用する		

（新設）

<p>第十七条第十二項の規定による届出をした選択約款以外</p>	<p>一般の需要</p>	<p>第十七条第十二項の規定による届出をした選択約款以外</p>
<p>ただし、特定ガス大口供給（特定ガス発生設備のうち政令で定めるものにおいて発生させたガスの供給であつてガスの使用者の一定数量以上の需要に応じて行う導管によるもの</p>	<p>指定旧供給地点需要（改正法附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点需要をいう。）</p>	<p>ただし、</p>

<p>第三十七條の 七第一項にお いて準用する 第七條第一項</p>	<p>第三十七條の 七第一項にお いて準用する 第七條の見出 し</p>	
<p>三年</p>	<p>事業</p>	<p>うち、経済 産業省令で 定める要件 に該当する ものをいう 。をを行う 場合におい てその供給 の相手方と 合意したと き、又は</p>
<p>改正法第五條の規定によ る改正前のガス事業法（ 昭和二十九年法律第五十 一号。以下「旧ガス事業 法」という。）第三十七 條の二の許可を受けた日 （改正法第五條の施行の 日（以下「施行日」とい う。）前に旧ガス事業法</p>	<p>指定旧供給地点小売供給</p>	

第三十七條の七第一項にお	第三十七條の七第一項において準用する第七條第二項			
その事業	供給区域又は供給地点	事業を	その事業の	
その指定旧供給地点小売供給	その指定旧供給地点小売供給	指定旧供給地点小売供給を	その指定旧供給地点小売供給（改正法附則第二十八條第一項に規定する指定旧供給地点等小売供給をいう。以下同じ。）の	第三十七條の七第一項において準用する旧ガス事業法第八條第一項の許可であつて供給地点（旧ガス事業法第三十七條の五第二項第三号の供給地点をいう。以下同じ。）の増加に係るものを受けた場合に於ては、当該許可を受けた日）から三年

<p>第三十七條の七第一項において準用する第十一條第一項</p>	<p>第三十七條の七第一項において準用する第十條第三項</p>	<p>第三十七條の七第一項において準用する第十條第一項及び第二項</p>	<p>第三十七條の七第一項において準用する第十條の見出し</p>	<p>第七條第四項 いて準用する</p>
<p>地位</p>	<p>一般ガス事業の</p>	<p>第五條</p>	<p>一般ガス事業の</p>	<p>事業</p>
<p>地位（指定旧供給地点小売供給に係る部分に限る。次項において同じ。）</p>	<p>指定旧供給地点小売供給の</p>	<p>改正法附則第二十九條第二項</p>	<p>指定旧供給地点小売供給の</p>	<p>指定旧供給地点小売供給</p>

<p>第三十七条の七第一項において準用する第十三条の見出し</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十三条第一項及び第三項</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十四条の見出し</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十四条第一項</p>
<p>事業</p>	<p>一般ガス事業の</p>	<p>事業の許可</p>	<p>事業を は、第三条の許可</p>
<p>指定旧供給地点小売供給</p>	<p>指定旧供給地点小売供給の</p>	<p>ガス小売事業の登録</p>	<p>指定旧供給地点小売供給を (施行日前に旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るものを受けた場</p>

	<p>第三十七條の七第一項において準用する第十四条第二項</p>
	<p>この法律若しくはこの法律</p>
<p>合であつて、当該許可に係るその増加する供給地点であつて指定旧供給地点である地点において指定旧供給地点小売供給を開始しないときを除く。      )は、改正法第五条の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という。)第三条の登録</p>	<p>第三十七條の七第一項において準用する第七條第四項、第十一條第二項、前條第一項、第十七條第四項若しくは第七項、第十九條若しくは第二十六條第一項の規定若しくは改正法附則第二十八條第一項、第二十九條第一項、第三項若しくは第六項、第三十條第一項、第三十二條第三項、第三十三條第二項若しくは第三十四條第二項の規定又はこれらの規定</p>

	第三十七條の七第一項において準用する第十四條第三項	第三十七條の七第一項において準用する第十五條第一項	
第三条の許可	許可	第八條第一項の規定による第六條第二項第三号の事項の変更の許可	第八條第三項において準用する第七條第一項 供給区域若しくは供給地点において事業
新ガス事業法第三条の登録	登録	施行日前に旧ガス事業法第三十七條の七第一項において準用する旧ガス事業法第八條第一項の許可であつて供給地点の増加に係るもの	第三十七條の七第一項において準用する第七條第一項 供給地点であつて指定旧供給地点である地点において指定旧供給地点小売供給を開始しないとき又は改正法附則第二十九條

第三十七条の	第三十七条の 七第一項にお いて準用する 第十七条の見 出し	第三十七条の 七第一項にお いて準用する 第十五条第二 項			
第一項後段	供給約款等	供給区域を 減少し、又 はその供給 地点	一般ガス事 業を	供給区域の 一部又は供 給地点	
改正法附則第三十条第一	指定旧供給地点小売供給 約款	指定旧供給地点	指定旧供給地点小売供給 を	指定旧供給地点の一部	第一項の許可を受けた旧 簡易ガスみなしガス小売 事業者が同条第三項の規 定により指定した期間内 にその増加する指定旧供 給地点において指定旧供 給地点小売供給

<p>第三十七条の七第一項において準用する第十七条第七項から第十項まで</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十七条第六項</p>	<p>第三十七条の七第一項において準用する第十七条第四項及び第五項</p>	<p>七第一項において準用する第十七条第三項</p>
<p>供給約款</p>	<p>供給約款</p>	<p>一般ガス事業を</p>	<p>第一項後段</p>
<p>指定旧供給地点小売供給約款</p>	<p>指定旧供給地点小売供給約款</p>	<p>指定旧供給地点小売供給を</p>	<p>改正法附則第三十条第一項後段</p>
<p>供給約款</p>	<p>供給約款</p>	<p></p>	<p>指定旧供給地点小売供給約款</p>
<p>指定旧供給地点小売供給約款</p>	<p>項後段</p>	<p></p>	<p></p>

<p>第三十七條の 七第一項にお いて準用する 第十九條の見 出し</p>	<p>第三十七條の 七第一項にお いて準用する 第十八條第二 項</p>		<p>第三十七條の 七第一項にお いて準用する 第十八條第一 項</p>	<p>第三十七條の 七第一項にお いて準用する 第十八條の見 出し</p>
<p>供給約款等</p>	<p>供給約款</p>	<p>同条第四項</p>	<p>前条第一項 供給約款</p>	<p>供給約款</p>
<p>指定旧供給地点小売供給 約款</p>	<p>指定旧供給地点小売供給 約款</p>	<p>第三十七條の七第一項に おいて準用する第十七條 第四項</p>	<p>改正法附則第三十條第一 項 指定旧供給地点小売供給 約款</p>	<p>指定旧供給地点小売供給 約款</p>

<p>第四十七條の 六第一項第一 号</p>	<p>第三十七條の 七第一項にお いて準用する 第十九條</p>			
<p>第三條、第 八條第一項 (第三十七 條の七第一</p>	<p>、又は第十 七條第十二 項の規定に より選択約 款の届出を したときは 、その供給 約款又は選 択約款</p>	<p>、 若しくは</p>	<p>同條第四項</p>	<p>第十七條第 一項 供給約款の</p>
<p>第三十七條の七第一項に おいて準用する第十三條 第一項</p>	<p>は、その指定旧供給地点 小売供給約款</p>	<p>、 又は</p>	<p>第三十七條の七第一項に おいて準用する第十七條 第四項</p>	<p>改正法附則第三十條第一 項 指定旧供給地点小売供給 約款の</p>

	<p>第四十七條の 六第一項第二 号</p>
<p>項において 準用する場 合を含む。 ）、第十三 条第一項（ 第三十七條 の七第一項 において準 用する場合 を含む。） 又は第二十 七條の二</p>	<p>第九條第五 項（第二十 七條の第七 一項におい て準用する 場合を含む ）、第十 七條第五項 、第十項若 しくは第十 三項（これ らの規定を 第三十七條 の七第一項</p>
	<p>第三十七條の七第一項に おいて準用する第十七條 第五項若しくは第十項又 は第十八條第一項</p>

---

---

において準用する場合を含む。）、第十八条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第四項若しくは第六項（これらの規定を第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十二條の二第三項から第五項まで（これらの規定を第三十七條の八において準用す

---

---

---

---

る場合を含む。)、第二十二條の四第二項(第三十七條の八において準用する場合を含む。)、第二十二條の五第五項(同條第八項において準用する場合を含む。)、第二十三條第四項、第二十五條の二第一項(第三十七條の七第一項、第三十七條の八及び第三十七條の十において準用する場合を含む

---

---

<p>第四十七條の 第六第一項第三 号</p>	
<p>第十條第一 項若しくは 第二項（こ</p>	<p>）若しく は第二項（ 第三十七條 の七第一項 において準 用する場合 を含む。） 、第二十七 條、第三十 七條の七の 二第五項（ 同條第八項 において準 用する場合 を含む。） 又は第三十 七條の七の 三第四項（ 第三十七條 の九第二項 において準 用する場合 を含む。）</p>
<p>第三十七條の六の二た だし書又は第三十七條の七 第一項において準用する</p>	



<p>第四十七條の 六第一項第六 号</p>		<p>六第一項第四 号</p>
<p>第十八條第 二項(第三 十七條の七 第一項にお いて準用す る場合を 含む。)</p>	<p>供給区域又 は供給地点</p>	<p>許可</p>
<p>第三十七條の七第一項に おいて準用する第十八條 第二項</p>	<p>指定旧供給地点</p>	<p>新ガス事業法第三條の登 録</p>
<p>第四十七條の 六第一項第五 号</p>		<p>二項(第三 十七條の七 第一項にお いて準用す る場合を 含む。)</p>
<p>第十五條第 二項(第三 十七條の七 第一項にお いて準用す る場合を 含む。)</p>	<p>第十五條第 二項(第三 十七條の七 第一項にお いて準用す る場合を 含む。)</p>	<p>二項(第三 十七條の七 第一項にお いて準用す る場合を 含む。)</p>
<p>第三十七條の七第一項に おいて準用する第十五條 第二項</p>	<p>第三十七條の七第一項に おいて準用する第十五條 第二項</p>	<p>二項(第三 十七條の七 第一項にお いて準用す る場合を 含む。)</p>

	<p>第四十九條第一項</p>	<p>第四十九條第二項</p>
<p>む。</p>	<p>第十五條第二項(第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。)</p>	<p>供給区域若しくは供給地点の減少又は第三十九條の十四の規定による禁止</p>
	<p>第三十七條の七第一項において準用する第十五條第二項</p>	<p>指定旧供給地点の減少</p>
<p>第十四條第一項若しくは第二項若しくは第十條第五條第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十七條の七第一項</p>	<p>第三十七條の七第一項において準用する第十四條第一項若しくは第二項又は第十五條第一項若しくは第二項</p>	

<p>第五十条第一項</p>	
<p>この法律</p>	<p>において準用する場合を含む。）第三十六条の十三、第三十六条の二十六（第三十九条の十五第二項において準用する場合を含む。）第三十九條の十四又は第三十九條の十七第一項</p>
<p>第三十七条の六の二ただし書の規定、第三十七条の七第一項において準用する第七條第一項若しくは第三項、第十條第一項若しくは第二項、第十三條第一項若しくは第二項、第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第一項若しくは第二項、第十</p>	

	<p>第五十二条の 二第四項</p>
	<p>この法律</p>
<p>七条第五項若しくは第十 項若しくは第十八条の規 定又は改正法附則第二十 八条第一項、第二項若し くは第五項、第二十九 条第一項、第三項若しく は第三十二條第一項若し くは第四項若しくは第三 十三條第二項</p>	<p>第三十七條の六の二の規 定、第三十七條の七第一 項において準用する第七 條、第十條、第十一條、 第十三條から第十五條ま で、第十七條第三項から 第十項まで、第十八條、 第十九條及び第二十六條 第一項の規定並びに第四 十七條の六、第四十九條 及び第五十條</p>
<p>権限（第一 項又は第二 項の規定に より委員会 に委任され</p>	<p>権限</p>

<p>第五十七條第一号</p>	<p>第五十六條第一号</p>	
<p>第九條第五項(第三十七條の七第七項において準用する場合を含む)、第十</p>	<p>第十三條第一項(第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。)</p>	<p>経済産業局長又は産業保安監督部長</p>
<p>第三十七條の七第一項において準用する第十七條第五項又は第十項</p>	<p>指定旧供給地点小売供給</p>	<p>経済産業局長</p>



---

---

する場合を  
含む。）、  
第二十二條  
の四第二項  
（第三十七  
條の八にお  
いて準用す  
る場合を含  
む。）、第  
二十二條の  
五第五項（  
同條第八項  
において準  
用する場合  
を含む。）  
、第二十三  
條第四項、  
第二十五條  
の二第一項  
（第三十七  
條の七第一  
項、第三十  
七條の八及  
び第三十七  
條の十にお  
いて準用す  
る場合を含

---

---

<p>第五十七條第二号</p>	
<p>第二十条、 第二十二條 第三項(第 三十七條の</p>	<p>む。)若し くは第二項 (第三十七 條の七第一 項において 準用する場 合を含む。 )、第三十 七條の七の 二第五項(同 條第八項に おいて準用 する場合を 含む。)又は 第三十七條 の七の三第 四項(第三 十七條の九 第二項にお いて準用す る場合を含 む。)</p>
<p>第三十七條の六の二</p>	

	<p>第五十九条第一号</p>
<p>八において準用する場合を含む。)、第二十条の二第二項(第三十七条の八において準用する場合を含む。)、又は第三十七条の六の二</p>	<p>第七條第四項(第八條第三項(第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。))及び第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。</p>
	<p>第三十七條の七第一項において準用する第七條第四項又は第十一條第二項</p>

---

---

）、第十一  
条第二項（  
第三十七條  
の七第一項  
及び第三十  
七條の八に  
おいて準用  
する場合を  
含む。）  
第二十二條  
第一項（同  
條第二項（  
第三十七條  
の八におい  
て準用する  
場合を含む  
。）及び第  
三十七條の  
八において  
準用する場  
合を含む。  
）、第二十  
二條の第二  
一項（第三  
十七條の八  
において準  
用する場合

---

---

---

---

を含む。) 第二十五条第一項若しくは第二項、第三十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十七条の七第三項、第三十七条の八及び第三十条の十において準用する場合を含む。)、第三十条第二項(第三十七条の七第一項、第三十条の八、第三十七条の十及び第三十八条第二項におい

---

---

て準用する  
場合を含む  
。）、第三  
十六條の二  
第七項若し  
くは第八項  
（第三十七  
條の八、第  
三十七條の  
十及び第三  
十八條第二  
項において  
準用する場  
合を含む。  
）、第三十  
六條の二十  
三（第三十  
九條の十五  
第二項にお  
いて準用す  
る場合を含  
む。）、第  
三十七條の  
七の二第九  
項又は第三  
十八條の二

<p>第五十九条第二号</p>	<p>第六十条第二号</p>
<p>第十九条（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。） 、第二十二 条第五項（ 第三十七条 の八におい て準用する 場合を含む 。）又は第 二十五条第 三項</p>	<p>第五十五条から第五十六條の二（第四号及び第五号に係る部分を除く。）まで又は第五十七條から第五十九條まで</p>
<p>第三十七条の七第一項において準用する第十九条</p>	<p>第五十六条第一号、第五十七條第一号若しくは第二号又は第五十九條第一号若しくは第二号</p>

第六十条の二 第一号	第二十二條 の三第一項 (第三十七 條の八にお いて準用す る場合を含 む。) 第 二十六條第 一項(第三 十七條の七 第一項及び 第三十七條 の八におい て準用する 場合を含む 。)又は第 二十六條の 二第一項	第三十七條の七第一項に おいて準用する第二十六 條第一項
---------------	---	------------------------------------

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る権限の委任)

第七條 改正法附則第二十八條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法(以下この条において「なお効力を有する旧ガス事業法」という。)第三十七條の六の二、なお効力を有する旧ガス事業法第三十七條の七第一項において準用するなお効力を有する旧ガス事業法第七條、第十條第一

(新設)

項及び第二項、第十一条第二項、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条第一項及び第二項、同条第三項において準用するなお効力を有する旧ガス事業法第十四条第三項、なお効力を有する旧ガス事業法第十七条第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項並びに第十八条並びになお効力を有する旧ガス事業法第四十九条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、指定旧供給地点（改正法附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点をいう。以下同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧簡易ガスみなしガス小売事業者に関するものは、指定旧供給地点を管轄する経済産業局長が行うものとする。

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

第八条 改正法附則第三十三条第一項の規定により経済産業大臣が旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、指定旧供給区域等小売供給の運営に関する事項及び指定旧供給区域等小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

（新設）

2 改正法附則第三十三条第二項の規定により経済産業大臣が旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、指定旧供給地点小売供給の運営に関する事項及び指定旧供給地点小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

（権限の委任）

第九条 改正法附則第四十一条第一項の政令で定める規定は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法第十七条第五項及び第十項、第十八

（新設）

条から第二十条まで、第二十六条第一項並びに第二十六条の第二項の規定、改正法附則第二十四条第一項及び第二項並びに第二十五条の規定、改正法附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法第三十七条の六の二の規定並びに第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第十七条第五項及び第十項、第十八条、第十九条並びに第二十六条第一項の規定並びに改正法附則第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条の規定とする。

2 改正法附則第四十一条第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会（次項及び第四項において「委員会」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、同表第十一号及び第十二号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一 改正法附則第十二条第二項、第三項及び第五項に基づく権限であつて、ガス小売事業に係る業務を行う区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるみなしガス小売事業者（当該区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの	ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長
二 改正法附則第十四条第二項の規定に基づく権限であつて、供給区域（改正法第五条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第三十	供給区域を管轄する経済産業局長

八条第二項第四号の供給区域をいう。以下この号において同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十四条第一項の規定により新ガス事業法第五十五条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの

三 改正法附則第十五条第二項の規定に基づく権限であつて、同項の規定により提出される書類に記載された導管（以下この号において「特定導管」という。）の設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十五条第一項の規定により新ガス事業法第七十二条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者に関するもの

四 改正法附則第二十二条第二項、第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項、第二十四条第一項、第二十五条並びに第二十七条（改正法附則第二十四条第一項の認可に係るものに限る。）の規定に基づく権限であつて、指定旧供給区域等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧一般ガスみなしガス小売事業者（指定旧供給区域等内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの

特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長

指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長

<p>五  改正法附則第二十八条第二項、第二十九條第一項、第三項、第五項及び第六項、第三十條第一項並びに第三十一條の規定に基づく権限であつて指定旧供給地点が一の經濟産業局の管轄区域内のみにある旧簡易ガスみなしガス小売事業者に関するもの</p> <p>六  改正法附則第三十三條第一項及び第三十四條第一項の規定に基づく権限（改正法附則第四十一條第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）</p> <p>七  改正法附則第三十三條第二項及び第三十四條第二項の規定に基づく権限（改正法附則第四十一條第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）</p>	<p>指定旧供給地点を管轄する經濟産業局長</p> <p>指定旧供給区域等を管轄する經濟産業局長</p>
<p>4  次の表の上欄に掲げる改正法附則第四十一條第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める經濟産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。</p>	
<p>一  改正法附則第三十三條第一項及び第三十四條第一項の規定に基づく権限</p> <p>二  改正法附則第三十三條第二項及び第三</p>	<p>指定旧供給区域等を管轄する經濟産業局長</p> <p>指定旧供給地</p>

十四条第二項の規定に基づく権限

点を管轄する  
経済産業局長

(みなし熱供給事業者に係る旧熱供給事業法の規定の適用についての技術的読替え)

第十条 改正法附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第七条の規定による改正前の熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号。第十四条第一項において「なお効力を有する旧熱供給事業法」という。)の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第十一条～第十四条 (略)

(改正法附則第七十八条第二項の政令で定める償却資産等)

第十五条 改正法附則第七十八条第二項の政令で定める償却資産は、原料処理設備、ガス発生設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びにガスホルダー、圧送器、整圧器、熱量調整装置及び導管(供給管及び屋内管を除く。次項において同じ。)であつて、専ら指定旧供給区域等におけるガスの供給の用に供するものとする。

2 改正法附則第七十八条第三項の政令で定める償却資産は、新ガス事業法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備(容器及び気化装置を除く。)及び附属設備の用に供する機械及び装置

(みなし熱供給事業者に係る旧熱供給事業法の規定の適用についての技術的読替え)

第五条 改正法附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第七条の規定による改正前の熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号。第九条第一項において「なお効力を有する旧熱供給事業法」という。)の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第六条～第九条 (略)

(新設)

並びに導管であつて、専ら指定旧供給地点におけるガスの供給の用に供するものとする。